

令和7年3月定例

四 万 十 町 教 育 委 員 会

会 議 資 料

日 時： 令和7年3月4日（火）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 2階 多目的小ホール

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

- ① 議案第 1 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ② 議案第 2 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ③ 議案第 3 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ④ 議案第 4 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑤ 議案第 5 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑥ 議案第 6 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑦ 議案第 7 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑧ 議案第 8 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑨ 議案第 9 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑩ 議案第 10 号 四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正について
- ⑪ 議案第 11 号 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について
- ⑫ 議案第 12 号 四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について
- ⑬ 議案第 13 号 第3期四万十町子ども・子育て支援事業計画について
- ⑭ 議案第 14 号 令和6年度教育委員会関係3月補正予算案について
- ⑮ 議案第 15 号 令和7年度教育委員会関係当初予算案について

5 協議事項

6 報告事項

- ① 四万十町奨学生審査委員会の委員について
- ② スクールガード・リーダーについて
- ③ 令和6年度 高知県学力定着状況調査の結果について
- ④ 令和6年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

7 その他

① 今後の予定について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 谷口 和史、 野中 裕子、 西谷 史
事 務 局	浜田 章克、 今西 浩一、 長森 伸一、 真城 和也

議案第 1 号

指定校区外就学申請の取扱いについて

令和7年●月●日付で、●保護者 ● から●学校への校区外就学申請書が提出されたので、その取扱いについて委員会の意見を求める。

令和7年3月4日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- [illegible]

就学指定校変更の承認基準 No.● ●●●●●●●

参 考

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱【抜粋】

(令和4年四万十町教育長訓令第1号)

(承認及び承諾基準)

第2条 四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校区外就学・区域外就学申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する校区外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が求める書類を添付しなければならない。

(承認又は承諾)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請について審査し、第2条に規定する就学指定校変更承認基準又は区域外就学承諾基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾をすることができる。

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾に係る添付書類

事由	承認・承諾の基準		添付書類
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居・転入を確認できる書類
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居を確認できる書類
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転入を確認できる書類
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	居住証明書
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	預かり承諾書 在職証明書
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	就学通知書の写し
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	事由要件による

議案第 2 号

指定校区外就学申請の取扱いについて

令和7年●月●日付けで、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● 保護者 ●● ●●から●●●学校への校区外就学申請書が提出されたので、その取扱いについて委員会の意見を求める。

令和7年3月4日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- [illegible]

就学指定校変更の承認基準 No.● ●●●●●●●

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第 3 号

指定校区外就学申請の取扱いについて

令和7年●月●●日付けで、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● 保護者 ●●●● ●●から
●●●●学校への校区外就学申請書が提出されたので、その取扱いについて委員会の意
見を求める。

令和7年3月4日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- | | | | |
|---|--------|-----------------------|----------------------|
| 1 | 児童生徒名 | ●● ●● | ●学校 第●学年
●学校 第●学年 |
| | | ●● ●● | |
| 2 | 保護者氏名 | ●●● ●● | |
| 3 | 現住民登録地 | 四万十町●●●●●●●● | |
| 4 | 就学指定校 | ●●●学校 | |
| 5 | 就学希望校 | ●●●学校 | |
| 6 | 期 間 | 令和7年4月1日 ～令和8年3月31日まで | |
| 7 | 事 由 | | |

就学指定校変更の承認基準 No.● ●●●●●●●

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第4号

指定校区外就学申請の取扱いについて

令和7年●月●●日付で、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
保護者 ●●● ●●から●●●学校への校区外就学申請書が提出されたので、その
取扱いについて委員会の意見を求める。

令和7年3月4日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- [illegible]

就学指定校変更の承認基準 No.● ●●●●●●●

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第 5 号

指定校区外就学申請の取扱いについて

令和7年●月●●日付けで、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● ●●
●● から●●●学校への校区外就学申請書が提出されたので、その取扱いについて
委員会の意見を求める。

令和7年3月4日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- [illegible]

就学指定校変更の承認基準 No.● ●●●●●●●

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第 6 号

指定校区外就学申請の取扱いについて

令和7年●月●●日付けで、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● 保護者 ●● ●●から●●●●学校への校区外就学申請書が提出されたので、その取扱いについて委員会の意見を求める。

令和7年3月4日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 児童生徒名 | ●● ●● ●学校 第●学年 |
| 2 | 保護者氏名 | ●● ●● |
| 3 | 現住民登録地 | 四万十町 ●●●●●●●● |
| 4 | 就学指定校 | ●●●学校 |
| 5 | 就学希望校 | ●●●学校 |
| 6 | 期 間 | 令和7年4月1日～令和8年3月31日まで |
| 7 | 事 由 | |

就学指定校変更の承認基準 No.● ●●●●●●●

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第 7 号

指定校区外就学申請の取扱いについて

[illegible]

令和7年3月4日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- | | | | |
|---|----------------------|-----------------------------|--|
| 1 | 児 童 生 徒 名 | ● ● ● ● | ●学校 第●学年
●学校 第●学年
●学校 第●学年
●学校 第●学年 |
| 2 | 保 護 者 氏 名 | ● ● ● ● | |
| 3 | 現住民登録地 | ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● | |
| 4 | 就学指定校 | ● ● ● | 学校 |
| 5 | 就学希望校 | ● ● ● | 学校 |
| 6 | 期 間 | 令和7年4月1日 ～令和8年3月31日まで | |
| 7 | 事 由 | | |

就学指定校変更の承認基準 No.● ●●●●●●●

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第 8 号

指定校区外就学申請の取扱いについて

令和7年●月●日付けで、●●●●●●●● 保護者 ●● ●● から●●●●●●
学校への校区外就学申請書が提出されたので、その取扱いについて委員会の意見を求
める。

令和7年●月●日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- [illegible]

就学指定校変更の承認基準 No. ● ●●●●●●●

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第 9 号

指定校区外就学申請の取扱いについて

[illegible]

令和7年3月4日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- [illegible]

就学指定校変更の承認基準 No.● ●●●●●●●

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第 10 号

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正について

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 35 号）の一部を改正する条例を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 4 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「

学校薬剤師（嘱託薬剤師）	薬剤師につき年額 24,000 円
--------------	-------------------

」を「

学校薬剤師（嘱託薬剤師）	1 校につき年額 12,000 円
--------------	-------------------

」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

参 考

【要旨】

学校保健安全法第 23 条の規定により、学校における保健・安全管理に携わる学校薬剤師を、町内の小中学校にそれぞれ委嘱しています。

これまで学校薬剤師の報酬は「薬剤師につき年額 24,000 円」と定めていましたが、近年学校薬剤師の不足により、個々が受け持つ校数が増加し、報酬に不均衡が生じていますので、この不均衡を是正するため、報酬額を「薬剤師につき年額 24,000 円」を「1 校につき年額 12,000 円」に変更する改正を行おうとするものです。

【改正内容】

本条例の別表に規定している報酬額を次のとおり変更します。

変更前	変更後
学校薬剤師（嘱託薬剤師） 薬剤師につき年額 24,000 円	学校薬剤師（嘱託薬剤師） 1 校につき年額 12,000 円

【施行期日】

令和 7 年 4 月 1 日

【新旧対照表】

改正後		改正前	
別表（第 2 条、第 3 条関係）		別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）	
学校薬剤師 （嘱託薬剤師）	1 校につき 年額 12,000 円	学校薬剤師 （嘱託薬剤師）	薬剤師につき 年額 24,000 円

議案第 11 号

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正
について

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年
四万十町条例第 18 号）の一部を改正する条例を下記のとおり定めることについて、
委員会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 4 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年
四万十町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「第 7 条第 2 号」を「第 7 条第 1 項第 2 号」に改める。

第 7 条第 1 項本文中「及び第 5 項」を「、第 5 項及び第 6 項」に、「第 3 号」を「以
下この条」に改め、同項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」と
いう。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「この号」の次に「及び第 6 項第 1 号」
を加え、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、同条第 3 項中「前項の場
合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ
当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適
切に確保しなければならない」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2
号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応
じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう」に改め、同項第 1 号中「当該家庭的保育
事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第 29 条に規定する小規模保育事業 A 型若
しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保
育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を
同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、
「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第2条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第17条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第19条第7号中「、終了」を「及び終了」に、「及び利用」を「並びに利用」に改める。

第24条第2項中「次の」の次に「各号の」を加える。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第34条第5号中「屋外遊技場」を「屋外遊戯場」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第46条第2項中「第7条第1項」を「第7条第1項本文」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

参 考

【要旨】

国のこども未来戦略における加速化プランの一つとして行われた保育士等の配置基準の改善に伴い、小規模保育事業及び事業所内保育事業において従事する保育士及び保育従事者の配置基準も改善されています。

また、栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）の改正により、これまで管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができませんでしたが、改正後は、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）等において、児童発達支援センター等の運営等に関する要件として栄養士の配置を求めていた規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができることとされました。

また、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行日から 10 年を経過する日までの間における経過措置の期限が令和 6 年度末に到来することなどから、本条例の参酌すべき基準とされている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）が改正されたことに伴い、条例を改正するものです。

【条例改正の内容】

1. 連携施設経過措置の延長（附則第 3 条関係）

連携施設経過措置を 5 年間延長するため、経過措置の期限を条例施行日から 15 年を経過する日とします。

2. 保育内容支援に係る連携施設の見直し（第 7 条第 2・3 項関係）

保育内容支援に係る連携施設については、次のとおりとします。

（ア） 保育内容支援に係る連携施設について、町長が、家庭的保育事業者等による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、次の①②の要件の全てを満たすと認めるときには、確保しないことができることとします。

① 家庭的保育事業者等と（イ）の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

② （イ）の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（イ） （ア）の場合において、家庭的保育事業者等は、小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者を保育内容支援に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととします。

3. 代替保育に係る連携施設の見直し（第 7 条第 4・5 項関係）

代替保育に係る連携施設については、現行条例の第 7 条第 2 項及び第 3 項に基づき連携施設を確保しないことができます。一方、同条第 3 項に定める「連携協

力を行う者」の確保が困難である実情を踏まえ、町長は、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合において、家庭的保育事業者等による連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができることとします。

4. 栄養士の配置等を求めている部分に管理栄養士を追加します。(第 17 条関係)
5. 小規模保育事業及び事業所内保育事業において従事する保育士及び保育従事者の配置基準を改めます。(第 30 条、第 32 条、第 45 条及び第 47 条関係)

区分	改正後	改正前
満 3 歳児	おおむね 15 人につき 1 人	おおむね 20 人につき 1 人
満 4 歳以上児	おおむね 25 人につき 1 人	おおむね 30 人につき 1 人

※保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当面の間、改正後の配置基準は適用せず、改正前の配置基準によることとする経過措置を設けます。

6. 字句の修正等を行います。

【新旧対照表】

別紙のとおり

【施行期日】

令和 7 年 4 月 1 日

【補足】

現在、本町には特定地域型保育事業者（町長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業者をいいます。）の該当はありません。

【根拠法令】

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）抜粋

（設備及び運営の基準）

第 34 条の 16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

（1） 家庭的保育事業等に従事する者及びその員数

（2） 家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

3 （略）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（抜粋）

（保育所等との連携）

第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第 7 条第 1 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 16 条並びに第 17 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「特区法」という。）第 12 条の 4 第 1 項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。）にあっては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第 16 条第 2 項第 3 号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

（1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

（2） 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

（3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第 42 条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第 6 項第 1 号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市町村長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

（1） 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

（2） 次のイ及びロに掲げる要件を満たすこと。

- イ 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- ロ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）であって、第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 4 市町村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第 1 項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のイ及びロに掲げる要件を満たすと市町村長が認めること。
 - イ 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - ロ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
 - (2) 市町村長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
 - (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型事業者等
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者
- 6 市町村長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 市町村長が、法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき
 - (2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）
- 7 前項（第 2 号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）又は特区法第 12 条の 4 第 1 項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市町村長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。
 - (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 法第 6 条の 3 第 12 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

（食事の提供の特例）

第 16 条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規

定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（１）（略）

（２）当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

（３）～（５）（略）

２（略）

（職員）

第 29 条 小規模保育事業所 A 型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 A 型又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 A 型にあつては、調理員を置かないことができる。

２ 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。

（１）乳児 おおむね 3 人につき 1 人

（２）満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人

（３）満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 15 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号又は特区法第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

（４）満 4 歳以上の児童 おおむね 25 人につき 1 人

３ 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

（職員）

第 31 条 小規模保育事業 B 型を行う事業所（以下「小規模保育事業所 B 型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 B 型又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 B 型にあつては、調理員を置かないことができる。

２ 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

（１）乳児 おおむね 3 人につき 1 人

（２）満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人

（３）満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 15 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号又は特区法第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

（４）満 4 歳以上の児童 おおむね 25 人につき 1 人

３ 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

（職員）

第 44 条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

２ 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき 2 人を下回ることはいできない。

（１）乳児 おおむね 3 人につき 1 人

- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

- (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。
(職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して十五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第4条 (略) (家庭的保育事業者等の一般原則) 第5条 (略) 2～4 (略) 5 家庭的保育事業所等 (居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>第7条第1項第2号</u>、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条において同じ。) には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 6 (略) 第6条 (略) (保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等 (居宅訪問型保育事業を行う者 (以下「居宅訪問型保育事業者」という。) を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項、<u>第5項及び第6項</u>、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。) は、家庭的保育事業者等に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育 (教育基本法 (平成18年法律第120号) 第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条</u>において同じ。) 又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園 (以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。ただ	第1条～第4条 (略) (家庭的保育事業者等の一般原則) 第5条 (略) 2～4 (略) 5 家庭的保育事業所等 (居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>第7条第2号</u>、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条において同じ。) には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 6 (略) 第6条 (略) (保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等 (居宅訪問型保育事業を行う者 (以下「居宅訪問型保育事業者」という。) を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び<u>第5項</u>、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。) は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育 (教育基本法 (平成18年法律第120号) 第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。) 又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園 (以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。ただし、離島そ

改正後	改正前
し、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めると町長が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 <u>（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</u> (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2. 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれ役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。	の他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 <u>を行うこと。</u> (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

改正後	改正前
イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。 4 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。 ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 (2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。	2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

改正後	改正前
(1) <u>家庭</u>的<u>保育事業者等</u>が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) (略) <u>6・7</u> (略) 第8条～第16条 (略) (食事の提供の特例) 第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 第18条 (略)	(1) <u>当該家庭的保育事業者等</u>が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>第29条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) (略) <u>4・5</u> (略) 第8条～第18条 (略) (食事の提供の特例) 第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 第18条 (略)

改正後	改正前
(家庭的保育事業所等内部の規程) 第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかねばならない。 (1)～(6) (略) (7) 家庭的保育事業等の利用の開始<u>及び終了</u>に関する事項<u>並びに</u>利用に当たったての留意事項 (8)～(11) (略) (家庭的保育事業所等に備える帳簿) 第20条～第23条 (略) (職員) 第24条 (略) 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の<u>各号の</u>いずれにも該当する者とする。 (1)・(2) (略) 3 (略) 第25条～第29条 (略) (職員) 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かねばならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。	(家庭的保育事業所等内部の規程) 第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかねばならない。 (1)～(6) (略) (7) 家庭的保育事業等の利用の開始、<u>終了</u>に関する事項<u>及び</u>利用に当たったての留意事項 (8)～(11) (略) (家庭的保育事業所等に備える帳簿) 第20条～第23条 (略) (職員) 第24条 (略) 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次のいずれにも該当する者とする。 (1)・(2) (略) 3 (略) 第25条～第29条 (略) (職員) 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かねばならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

改正後	改正前
2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 第31条 (略) (職員) 第32条 小規模保育事業B型を行う事業所 (以下「小規模保育事業所B型」という。) には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修 (町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。) を修了した者 (以下この条において「保育従事者」という。) 、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は<u>看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 第31条 (略) (職員) 第32条 小規模保育事業B型を行う事業所 (以下「小規模保育事業所B型」という。) には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修 (町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。) を修了した者 (以下この条において「保育従事者」という。) 、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

改正後	改正前
(1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 第33条 (略) (設備の基準) 第34条 小規模保育事業C型を行う事業所 (以下「小規模保育事業所C型」という。) の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 保育室又は遊戯室及び<u>屋外遊戯場</u>の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (6)・(7) (略) 第35条～第44条 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	(1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師 <u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 第33条 (略) (設備の基準) 第34条 小規模保育事業C型を行う事業所 (以下「小規模保育事業所C型」という。) の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 保育室又は遊戯室及び<u>屋外遊技場</u>の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (6)・(7) (略) 第35条～第44条 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

改正後	改正前
2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることではない。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。 （連携施設に関する特例） 第46条（略） 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるものの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、<u>第7条第1項本文</u>の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。 第47条（略） （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることではない。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師 <u>又は看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。 （連携施設に関する特例） 第46条（略） 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるものの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、<u>第7条第1項</u>の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。 第47条（略） （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保

改正後	改正前
育事業所」という。) には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 第49条・第50条 (略) 附 則 第1条・第2条 (略) (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除	育事業所」という。) には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師 <u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 第49条・第50条 (略) 附 則 第1条・第2条 (略) (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除

改正後	改正前
く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 第4条・第5条 (略)	く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 第4条・第5条 (略)

議案第12号

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年四万十町条例第19号）の一部を改正する条例を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和7年3月4日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年四万十町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第19号中「の規定において」を「において」に改める。

第6条中「第13条」を「第14条」に改める。

第7条第1項本文中「第3号」を「以下この条」に改める。

第14条第4項第5号中「前4号」を「前各号」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

第20条中「教育・保育認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第21条中「の各号」を削り、同条第4号中「、提供」を「並びに提供」に改める。

第24条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示し」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供し」に改める。

第33条中「の各号に定め」を「に掲げ」に改める。

第35条第2項中「の各号」を削り、同項第2号中「保育の」の次に「提供の」を加え、同項第3号中「に規定」を「の規定」に改める。

第36条第3項中「第13条第2項」を「第14条第2項」に改める。

第 37 条第 2 項中「法第 19 条第 1 号」を「同条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 13 条第 2 項」を「第 14 条第 2 項」に改める。

第 38 条第 1 項中「、1 人以上 5 人以下とし」を「1 人以上 5 人以下」に改め、「A 型をいう。」の次に「第 43 条第 3 項において同じ。」を、「B 型をいう。」の次に「同項において同じ。」を加え、「、6 人以上 19 人以下とし」を「6 人以上 19 人以下」に、「、6 人以上 10 人以下とし」を「6 人以上 10 人以下」に、「、1 人」を「1 人」に改める。

第 39 条中「第 46 条」を「第 47 条」に、「第 43 条第 1 項」を「第 43 条」に改める。

第 40 条第 3 項中「前項の選考方法」を「同項の選考方法」に改める。

第 43 条第 1 項中「この項」の次に「から第 7 項まで」を加え、同項第 1 号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 9 項を第 11 項とし、第 8 項を第 10 項とし、同条第 7 項中「第 1 項第 1 号」を「同項第 1 号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 6 項中「前項本文」を「第 1 項本文」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 5 項を同条第 7 項とし、同条第 4 項第 1 号中「同法第 73 条第 1 項」を「同法附則第 73 条第 1 項」に、「満 3 歳未満保育認定こども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項中「前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう」に改め、同項第 1 号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 43 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第44条第5項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第6項中「第4項」を「同項」に改める。

第47条中「の各号」を削り、同条第4号中「、提供」を「並びに提供」に改め、同条第7号中「、終了」を「及び終了」に、「及び利用」を「並びに利用」に改める。

第48条中「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第50条第2項第2号中「保育の」の次に「提供の」を加える。

第52条第3項中「場合には」の次に「、特定地域型保育には特別利用地域型保育を」を加え、「法第19条第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に改め、「することが」を削り、「第2項から第4項まで」を「前3項」に改める。

第53条第2項中「支給認定こども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「場合には、」の次に「特定地域型保育には」を加える。

第54条第2項第1号イ中「教育・保育認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項第2号中「方法」を「方式」に改め、同条第6項中「いう。）」を「いう。）」に、「提供した」を「提出した」に改める。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参 考

【要旨】

国が掲げる「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において、書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制については点検・見直しをすることとされており、新たな情報通信技術の導入に円滑に対応できるよう見直しを行うこと、また、標識等について書面の掲示等を義務付けている規制については、当該掲示に加えて、その内容をインターネットにより公衆の閲覧に供しなければならないこととするよう見直しを行うことなどの方針が示されています。

また、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行日から 10 年を経過する日までの間における経過措置の期限が令和 6 年度末に到来します。

これらを受けて、本条例の参酌すべき基準とされている国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）が改正されたことに伴い、条例を改正するものです。

【条例改正の内容】

1. 掲示等義務付け規制の見直し（第 24 条関係）

保育所運営規定の概要、職員の勤務体制等の重要事項について、これまでの書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととします。

2. 連携施設経過措置の延長（附則第 4 条関係）

連携施設経過措置を 5 年間延長するため、経過措置の期限を条例施行日から 15 年を経過する日とします。

3. 保育内容支援に係る連携施設の見直し（第 43 条第 2・3 項関係）

保育内容支援に係る連携施設については、次のとおりとします。

（ア） 保育内容支援に係る連携施設について、町長が、特定地域型保育事業者による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、次の①②の要件の全てを満たすと認めるときには、確保しないことができることとします。

① 特定地域型保育事業者と（イ）の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

② （イ）の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（イ） （ア）の場合において、特定地域型保育事業者は、小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者を保育内容支援に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととします。

4. 代替保育に係る連携施設の見直し（第 43 条第 4・5 項関係）

代替保育に係る連携施設については、現行条例の第 43 条第 2 項及び第 3 項に基

づき連携施設を確保しないことができます。一方、同条第3項に定める「連携協力を行う者」の確保が困難である実情を踏まえ、町長は、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合において、特定地域型保育事業者による連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができることとします。

5. 字句の修正等を行います。

【新旧対照表】

別紙のとおり

【施行期日】

令和7年4月1日

【補足】

現在、本町には特定地域型保育事業者（町長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業者をいいます。）の該当はありません。

【根拠法令】

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）抜粋

（特定教育・保育施設の基準）

第34条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「教育・保育施設の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

（1）～（3） （略）

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この款において同じ。）を提供しなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

（1） 特定教育・保育施設に係る利用定員（第27条第1項の確認において定める利用定員をいう。第72条第1項第1号において同じ。）

（2） 特定教育・保育施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

4・5 （略）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（抜粋）

(揭示等)

第 23 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第 42 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第 7 項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満 3 歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満 3 歳未満保育認定子どもにあつては、第 37 条第 2 項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第 6 項第 1 号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市町村長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のイ及びロに掲げる要件を満たすこと。

イ 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

ロ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（第五項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）であつて、第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市町村長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第 1 項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のイ及びロに掲げる要件を満たすと市町村長が認めること。

イ 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

- ロ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市町村長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
- (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者
- 6 市町村長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 市町村長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）
- 7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20以上のものに限る。）又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市町村長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。
- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
- 8 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。
- 9 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

- 10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市町村長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。
- 11 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(18) (略) (19) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により町が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は事業者が受領することをいう。 (20)～(25) (略) 第3条～第5条 (略) (内容及び手続の説明及び同意) 第6条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第21条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第14条</u>の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 第7条～第12条 (略) (教育・保育の提供の記録) 第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(18) (略) (19) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項の<u>規定</u>において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項の<u>規定</u>において準用する場合を含む。)の規定により町が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。 (20)～(25) (略) 第3条～第5条 (略) (内容及び手続の説明及び同意) 第6条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第21条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第13条</u>の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 第7条～第12条 (略) (教育・保育の提供の記録) 第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

改正後	改正前
(利用者負担額等の受領) 第14条 (略) 2・3 (略) 4 特定教育・保育施設は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)～(4) (略) (5) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの 5 特定教育・保育施設は、<u>前各項</u>の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。 6 (略) 第15条～第19条 (略) (教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知) 第20条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。 (運営規程) 第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第24条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容	(利用者負担額等の受領) 第14条 (略) 2・3 (略) 4 特定教育・保育施設は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)～(4) (略) (5) <u>前4号</u>に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの 5 特定教育・保育施設は、<u>前4項</u>の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。 6 (略) 第15条～第19条 (略) (教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知) 第20条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る<u>教育・保育認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。 (運営規程) 第21条 特定教育・保育施設は、次の<u>各号</u>に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第24条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容

改正後	改正前
(3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小 学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあ っては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間<u>並び</u> <u>に提供</u>を行わない日 (5) 第14条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受 ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 第5条第2項各号に定める小学校教育就学前子どもの区分ごと の利用定員 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始<u>及び終了</u>に関する事項<u>並び</u> <u>に</u>利用に当たっての留意事項（第7条第2項及び第3項に規定す る選考方法を含む。） (8)～(11) (略) 第22条・第23条 (略) (<u>揭示等</u>) 第24条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい 場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の 利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要 事項を<u>揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送</u> <u>信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求め</u> <u>に応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当す</u> <u>るものを除く。）により公衆の閲覧に供し</u>なければならない。 第25条～第32条 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応) 第33条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止する ため、次に<u>掲げ</u>る措置を講じなければならない。 (1)～(3) (略) 2～4 (略) 第34条 (略)	(3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小 学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあ っては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、<u>提</u> <u>供</u>を行わない日 (5) 第14条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受 ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 第5条第2項各号に定める小学校教育就学前子どもの区分ごと の利用定員 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利 用に当たっての留意事項（第7条第2項及び第3項に規定する選 考方法を含む。） (8)～(11) (略) 第22条・第23条 (略) (<u>揭示</u>) 第24条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい 場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の 利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要 事項を<u>揭示し</u>なければならない。 第25条～第32条 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応) 第33条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止する ため、次の<u>各号に定め</u>る措置を講じなければならない。 (1)～(3) (略) 2～4 (略) 第34条 (略)

改正後	改正前
(記録の整備) 第35条 (略) 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第13条の規定による特定教育・保育の<u>提供の記録</u> (3) 第20条の<u>規定</u>による市町村への通知に係る記録 (4)・(5) (略) (特別利用保育の基準) 第36条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、<u>第14条第2項</u>中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。 (特別利用教育の基準) 第37条 (略) 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供す	(記録の整備) 第35条 (略) 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の<u>各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第13条の規定による特定教育・保育の記録 (3) 第20条に<u>規定</u>による市町村への通知に係る記録 (4)・(5) (略) (特別利用保育の基準) 第36条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、<u>第13条第2項</u>中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。 (特別利用教育の基準) 第37条 (略) 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供す

改正後	改正前
る場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	る場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数」と、<u>第14条第2項</u>中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。 (利用定員)	3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数」と、<u>第13条第2項</u>中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。 (利用定員)

改正後	改正前
第38条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては<u>1人以上5人以下</u>、小規模保育事業A型（四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年四万十町条例第18号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第43条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。第43条第3項において同じ。）にあっては<u>6人以上19人以下</u>、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあっては<u>6人以上10人以下</u>とし、居宅訪問型保育事業にあっては<u>1人</u>とする。 2 （略） （内容及び手続の説明及び同意） 第39条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、<u>第47条</u>に規定する運営規程の概要、<u>第43条</u>に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第44条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第40条 （略） 2 （略） 3 前項の特定地域型保育事業者は、<u>同項</u>の選考方法をあらかじめ教 育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 4 （略） 第41条・第42条 （略） （特定教育・保育施設等との連携）	第38条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては<u>1人以上5人以上以下とし</u>、小規模保育事業A型（四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年四万十町条例第18号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあっては、<u>6人以上19人以下とし</u>、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあっては、<u>6人以上10人以下とし</u>、居宅訪問型保育事業にあっては、<u>1人</u>とする。 2 （略） （内容及び手続の説明及び同意） 第39条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、<u>第46条</u>に規定する運営規程の概要、<u>第43条第1項</u>に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第44条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第40条 （略） 2 （略） 3 前項の特定地域型保育事業者は、<u>前項</u>の選考方法をあらかじめ教 育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 4 （略） 第41条・第42条 （略） （特定教育・保育施設等との連携）

改正後	改正前
第43条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定子ども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 （1） 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（<u>次項において「保育内容支援」という。</u>）を実施すること。 （2） （略） （3） 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	第43条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定子ども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 （1） 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（<u>次項において「保育内容支援」という。</u>）を実施すること。 （2） （略） （3） 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
2 町長は、<u>特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> （1） <u>特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> （2） <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u>	

改正後	改正前
<u>ア</u> 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 <u>イ</u> 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 <u>3</u> 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。 <u>4</u> 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、<u>第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1)</u> 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。 <u>ア</u> 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 <u>イ</u> 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 <u>(2)</u> 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。 <u>5</u> 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。 (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所	<u>2</u> 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1)</u> 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 <u>(2)</u> 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 <u>3</u> 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所

改正後	改正前
又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) (略) <u>6</u> 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 町長が、児童福祉法第24条第3項（<u>同法附則第73条第1項</u>）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた<u>満3歳未満保育認定子ども</u>を優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) (略) <u>7</u> 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) <u>8</u> 居宅訪問型保育事業を行う者は、四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、<u>第1項本文</u>の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の町長の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離	場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) (略) <u>4</u> 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 町長が、児童福祉法第24条第3項（<u>同法第73条第1項</u>）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた<u>満3歳未満保育認定子ども</u>を優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) (略) <u>5</u> 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) <u>6</u> 居宅訪問型保育事業を行う者は、四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、<u>前項本文</u>の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の町長の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離

改正後	改正前
離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。 <u>9</u> 事業所内保育事業（第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、<u>同項第1号</u>及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。 <u>10・11</u>（略） （利用者負担額等の受領） 第44条（略） 2～4（略） 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に對し交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、<u>同項</u>の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 第45条・第46条（略） （運営規程） 第47条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第51条において準用する第24条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定地域型保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容	島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。 <u>7</u> 事業所内保育事業（第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、<u>第1項第1号</u>及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。 <u>8・9</u>（略） （利用者負担額等の受領） 第44条（略） 2～4（略） 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に對し交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、<u>第4項</u>の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 第45条・第46条（略） （運営規程） 第47条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第51条において準用する第24条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定地域型保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容

改正後	改正前
(4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間<u>並びに提供</u>を行わない日 (5) 第44条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 利用定員 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始<u>及び終了</u>に関する事項<u>並びに</u>利用に当たっての留意事項（第40条第2項に規定する選考方法を含む。） (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等） 第48条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の手配の体制を定めておかねばならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) 第49条 (略) (記録の整備) 第50条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかねばならない。 2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の	(4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、<u>提供</u>を行わない日 (5) 第44条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 利用定員 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、<u>終了</u>に関する事項<u>及び</u>利用に当たっての留意事項（第40条第2項に規定する選考方法を含む。） (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等） 第48条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の手配の体制を定めておかねばならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) 第49条 (略) (記録の整備) 第50条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかねばならない。 2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の

改正後	改正前
日から5年間保存しなければならない。 (1) 第45条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画 (2) 次条において準用する第13条の規定による特定地域型保育の提供の記録 (3)～(5) (略) 第51条 (略) (特別利用地域型保育の基準) 第52条 (略) 2 (略) 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、<u>特定地域型保育には特別利用地域型保育を</u>、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで(第11条及び第18条から第20条まで及び第24条から第34条第3項において同じ。))の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「<u>同条第3号</u>」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同条第3号」と、「同条第3号」と、「同条第3号」と、「同条第3号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子	日から5年間保存しなければならない。 (1) 第45条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画 (2) 次条において準用する第13条の規定による特定地域型保育の記録 (3)～(5) (略) 第51条 (略) (特別利用地域型保育の基準) 第52条 (略) 2 (略) 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、<u>特定地域型保育には特別利用地域型保育を</u>、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。))、第18条から第20条まで及び第24条から第34条第3項において同じ。))の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「<u>法第19条第1号又は第3号</u>」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同条第3号」と、「同条第3号」と、「同条第3号」と、「同条第3号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子

改正後	改正前
高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により、」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前1項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「<u>前3項</u>」とする。 (特定利用地域型保育の基準) 第53条 (略) 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	子どもが優先的に利用<u>すること</u>ができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により、」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前1項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「<u>第2項から第4項まで</u>」とする。 (特定利用地域型保育の基準) 第53条 (略) 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

改正後	改正前
3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給認定保護者に限る。）」に掲げる額」とあるのは「法第29条第3項第1号に定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものを除く。）に要する費用」とする。（電磁的記録等）	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給認定保護者」とあるのは「教育・保育給認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものを除く。）に要する費用」とする。（電磁的記録等）
第54条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができている情報）が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。	第54条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができている情報）が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。
2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給認定保護者の承諾を得て、当該書面等	2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給認定保護者の承諾を得て、当該書面等

改正後	改正前
に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供し	に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供し

改正後	改正前
ようとすときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。 (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式	ようとすときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。 (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの (2) ファイルへの記録の方法
5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得よう」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあ	5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得よう」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあ

改正後	改正前
るのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。 附 則 第1条～第3条 (略) (連携施設に関する経過措置) 第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、第43条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	るのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。 附 則 第1条～第3条 (略) (連携施設に関する経過措置) 第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、第43条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

議案第 13 号

第 3 期四万十町子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 61 条第 1 項の規定に基づき、第 3 期四万十町子ども・子育て支援事業計画を別添のとおり策定することについて、委員会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 4 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

参 考

【計画の位置付け】

子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年外法律第 120 号）第 8 条第 1 項の規定による市町村行動計画として策定します。

【計画期間】

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間

【参考法令】

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2～10 （略）

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2～8 （略）

議案第 14 号

令和 6 年度教育委員会関係 3 月補正予算案について

令和 6 年度教育委員会関係 3 月補正予算案について、別添のとおり調整したので、委員会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 4 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

議案第 15 号

令和 7 年度教育委員会関係当初予算案について

令和 7 年度教育委員会関係当初予算案について、別添のとおり調整したので、委員会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 4 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章